

鎌倉市海水浴場のマナーの向上に関する条例の一部改正概要 に対する意見募集について

本市では、海水浴場での禁止行為を定める「鎌倉市海水浴場のマナーの向上に関する条例」における危険遊具を、指定するエリアにおいて一部利用を可能にするため、条例の一部改正を予定しています。

この内容について、皆様からのご意見を募集します。素案は、市役所本庁舎観光課（26番窓口）、各支所及び市のホームページでご覧いただけます。市HP：<http://www.city.kamakura.kanagawa.jp>

1 意見の募集期間

令和4年（2022年）11月7日（月）～令和4年（2022年）12月7日（水）
なお、ご意見の提出は令和4年（2022年）12月7日（水）必着をお願いします。

2 提出方法

以下いずれかの方法によりお願いします。電話又は口頭でのご意見は、正式なご意見としてお受けすることができません。

提出方法	提出先
郵送	〒248-8686 鎌倉市御成町18番10号 鎌倉市役所 市民防災部観光課 観光担当
FAX	0467-23-8700（代表）*観光課宛てとご記載ください。
電子メール	kankou@city.kamakura.kanagawa.jp
お持ちいただく場合	市役所本庁舎1階 観光課 観光担当（26番窓口） *土日祝日を除く午前8時30分から午後5時まで

3 意見を提出できる方（鎌倉市意見公募手続条例第2条第1項第3号に規定する「市民等」）

市内在住、在勤、在学又は本市に納税義務がある方、この素案に関して利害関係を有する方

4 意見の提出様式

意見書の様式は自由ですが、裏面の用紙を利用していただけると便利です。なお、任意の様式で意見を提出される場合は、裏面の用紙に示した記載事項に漏れがないよう記載してください。

また、住所や所在地が市外の場合は、市内の勤務先や学校の名称、市内の活動場所の名称等を記載してください。

連絡先の情報は、いただいたご意見の内容について確認する場合に利用させていただきます。

5 提出されたご意見について

個々のご意見に対して、直接、個別の回答はいたしませんのでご了承ください。

いただいたご意見につきましては、市の考え方とともに、後日公表します。

【事務担当】

鎌倉市役所 市民防災部観光課 観光担当
電話 0467-23-3000(内線 2353)

意見提出用紙

鎌倉市海水浴場のマナーの向上に関する条例の一部改正概要について

下記の*の項目は必ずご記入ください。

*記入者本人 氏名	(フリガナ)
法人・その他 団体等の名称	
*住所・電話番号 (所在地)	電話番号 - -
区分 (該当する ものに☑)	<input type="checkbox"/> 市内に住所を有する方 <input type="checkbox"/> 市内の事務所又は事業所に勤務する方、市内に事務所又は事業所を有する方 <input type="checkbox"/> 市内の学校に在学する方 <input type="checkbox"/> 市に対し納税義務を有する方 <input type="checkbox"/> この事案に利害関係を有する方 (理由を記載してください。) 理由：
【意見記入欄】 (欄が足りない場合は、別紙にご記入いただいてもかまいません。)	